

令和2年度被災者の参画による心の復興事業費補助金への応募に係る質問回答

令和2年5月1日

No.	区分	質問内容	回答内容	受付日
1	対象経費	事業実施にあたり、実施場所への移動時間は人件費に計上してよいか。	「事業に従事している時間」と認められるものについては経費として計上可能である。	R2. 4. 15
2	応募要件	対象地域が複数の自治体とあるが、参加者が住んでいる地域が複数では該当しないか。 また、その自治体は社会福祉協議会や学校法人、企業などは含むか。	「対象地域」とは「実施場所」を指しており、複数の地域から参加者が集まることをもって「対象地域が複数」であるとは認められない。 また、「自治体」には社会福祉協議会、学校法人及び企業は含まない。そのため、社会福祉協議会等と連携して事業を行う場合であっても「対象地域の自治体」との連携は必要であり、補助事業終了後も取組が続くような事業展開としていただきたい。	R2. 4. 16
3	対象経費	被災者が制作したものを買い取り、それを販売するという事業を行う場合、被災者からの買取費用は需用費等に計上できるか。	個人給付に当たると判断されるものについては、補助対象とはならない。	R2. 4. 24